

IT企業の皆様

最大 **100万円** 補助

函館にオフィスを
開設しませんか？

函館
地方拠点開設
支援事業補助金

開設・運営に
必要な経費を
補助します！

お申込み・問い合わせ先

函館市経済部企業立地担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

☎0138-21-3307 ✉ yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp

※詳細についてはHP掲載の要綱等をご確認ください



函館市地方拠点開設支援事業補助金

函館市内において地方拠点を開設する事業者に対し、開設・運営に必要な経費を補助します




対象者

以下のすべての要件を満たす**企業**が交付対象となります

- 1 市内で行う事業が、対象事業であること(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業)
- 2 企業立地補助金における補助類型8および9を除く、同種の補助金等の交付を受けていないこと
- 3 市内に同機能の拠がないこと。(コワーキングスペースやシェアオフィス等占有スペースではない形態の拠点を除く)
- 4 自己の事業に供するために、**3年以上操業を継続**することが見込まれるサテライトオフィス等を市内に新しく設置すること
- 5 サテライトオフィス等を当該補助金の交付決定があった日の属する**年度の3月末までに開設**すること
- 6 納税義務がある都道府県および市区町村において、滞納していないこと
- 7 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の定める風俗営業社ではない者



補助対象経費

対象経費区分	内 容	補助率・上限
施設整備費 	内装工事費・調査設計費等の改装に要する経費、電気、水道等の敷設に要する経費、空調設備、セキュリティー関連機器の整備費等	補助率: 補助対象経費の 1/2以内 上 限: 100万円
通信環境整備費 	Wi-Fi, LAN環境の構築のための機器の購入, 設置工事等	
什器・機器導入費 	机, イス, パソコン, プリンタ, コピー機等	

※補助対象経費は消費税および地方消費税相当額を除いた額です。

他にもこんな補助金が！

函館市企業立地促進条例補助金

IT企業進出の場合、雇用増1人につき50万円および賃借料の1/2を5年間補助

企業の入居支援

100万円

地方拠点開設支援事業補助金



企業立地促進条例補助金 (類型8・9)

雇用増支援家賃補助

函館市企業立地促進条例補助金と併用可能です！

